

海外経済要録

米州諸国

◇米国、1行持株会社の規制法成立

ニクソン大統領は12月31日、1行持株会社(傘下子会社のうち銀行は1行だけの持株会社)の銀行業以外の活動を規制する法律(Bank Holding Company Act Amendments of 1970)に署名した。同法のおもな内容は次のとおり。

- (1) 1行持株会社を銀行持株会社法^(注)の適用対象に加える。

(注) 銀行持株会社法(Bank Holding Company Act of 1956)は、単一銀行制度の抜け道封じおよび銀行の寡占防止などの配慮からこれまで多行持株会社(傘下に二つ以上の銀行を保有する持株会社)のみを規制対象とし、これを連邦準備制度理事会の監督下におくとともに、非銀行業務への進出を制限してきた。1行持株会社は当時とくに目だった存在でなかったこともあって、これまでその業務になんの制限も受けていなかった。しかし、68年後半以降大銀行が、この点に着目してみずから子会社とする持株会社を設立したうえで、その持株会社をしてクレジット・カード、コンピューター・サービス、リース、不動産業等を含む別の子会社を設立させ業務多角化を図る動きが目だちはじめた。このため、これによる経済力の過度集中等に対する懸念、個別業界の反対などから、政府は69年3月、1行持株会社を規制する法案を議会に提出、以来ほぼ2年近く審議が重ねられていたものである。

- (2) 1行持株会社の業務範囲を、「銀行付随業務(so closely related to banking as to be a proper incident thereto)」に限定する。付随業務の認定、業務運営の監督等は連邦準備制度理事会が行なう。
- (3) 本法による規制は、1968年7月以降子会社を設立もしくは取得した1行持株会社にそ及適用する。ただし、それ以外のものについても、銀行以外の子会社の保有が不当な資源の集中、競争の制限等をもたらしていると連邦準備制度理事会が認めた場合には、当該子会社の保有を否認することができるものとし、とくに傘下銀行の資産が60百万ドルをこえる1行持株会社に対しては、同理事会は今後2年間のうちに審査を行なう。

◇米国、連銀貸出手段を改正

米国連邦準備制度理事会は11月23日付をもって、レギュレーションA(連銀貸出規程)のうち「連銀借入れに際して借入申込書および約束手形の提出を要する」旨の文言を削除したあと、12月1日次のような連銀貸出手段の改正(実施は本年早々の予定)を発表した。

- (1) 連銀は借入申込書および約束手形の徴求に代えて加盟銀行との間で継続的貸出契約(continuing lending

agreement)を締結し、これにより貸出を行なうことができる。

- (2) 連銀は貸出利息について、従来の貸出実施時に割引の方法によって徴求する方式に代えて、返済時に徴求する方式をとることができる。
- (3) 公定歩合の変更があった場合、新歩合は貸出残高全額についてただちに適用される。

なお、本件改正は、手続き簡素化をねらった技術的なものであり、連邦準備当局の金融政策の変更を意味するものではない(同理事会説明)。

◇米国、マネー・サプライ統計を改訂

連邦準備制度理事会は11月27日、毎年恒例のマネー・サプライ統計の改訂にあたり、例年どおり季節調整指数の組み直しおよび非加盟銀行預金計数の算定基準替えを行なうとともに、新たに外銀在米店舗(agency)およびEdge Act 法人^(注)の預金をも米国商業銀行の預金に加えてマネー・サプライを算定する扱いとする旨を発表した。

すなわち、従来からマネー・サプライ中の要求払預金の算定に際しては、重複計算を避けるため米国商業銀行保有にかかる取立て未済切手手形(cash items in the process of collection)を控除する扱いとしているが、その中にはこれまでマネー・サプライ統計の算定対象外となっていた外銀在米店舗およびEdge Act 法人との取引によって生じた分も含まれる。したがって、これら外銀在米店舗等の預金を算入しないまま切手手形をすべて控除するという従来の方式には、マネー・サプライを過小算定するという問題があった。こうした切手手形勘定がユーロ・ダラー取引等国際資金取引量の拡大を映じて69年以降急増に転じたところから、マネー・サプライ残高および同増加率の過小算定が目だってきたため、今回の改訂が行なわれたものである。

ちなみに、新方式による70年1～10月のマネー・サプライ増加率(年率)は5.5%と改訂前(3.8%)をかなり上回ることとなった。

(注) Edge Act(1919年)に基づき設立を許可された米銀の子会社で、海外支店設置、海外金融機関への出資を行なうもの。当時連邦準備制度加盟銀行はこれらを直接行なうことを禁じられていたため、本法による子会社を設立する意義があったが、1967年のレギュレーションM改正により親会社が直接行なうことが許されるようになったため、現在では設立の意義は乏しくなっている。

欧州諸国

- ◇英国、対外証券投資のための外貨借入れ規制を緩和
英蘭銀行は12月23日、対外証券投資のための外貨借入

れに関する従来の規制を緩和する旨発表した。改正点次のとおり。

- (1) 対外証券投資のための外貨借入れは、従来は投資信託(ないしは類似のもの)が自己のために行なう場合に限って認められていたが、今後は銀行、ブローカー、投資信託などのいわゆる専門証券業者(Professional managers of securities)は、自己あるいは顧客のために借入れを行ないうるものとする。
- (2) 上記外貨借入れについての期間の制限(5年以上)を撤廃する。
- (3) 対外証券投資の再投資の場合、これまでは当初借入れ額返済後の剰余資金、すなわち投資収益の25%を平衡勘定に平価で売却することを義務づけていたが、今後はこれを免除する。ただし、投資収益をボンドに転換しようとするときは、従来同様その25%については平価での売却義務を適用(残額は投資通貨(investment currency)市場で売却できる)。
- (4) 投資者は、対外証券投資のための外貨借入れを行なっている間、その借入れ額の115%以上に相当する額の資産を、外貨証券(foreign currency securities)あるいは投資通貨の形態で保有しなければならない。ただし、証券の市場価格の下落による場合は、3ヵ月以内に限り、保有資産の額が上記115%を下回ってもさしつかえない(ただし100%以上であることを要する—この項は従来の指導ラインを明確化したもの)。

◇西ドイツ、経済専門委員会、年次報告を発表

西ドイツの政府諮問機関である経済専門委員会(注)は、12月3日、恒例の年次経済報告(1970年)を公表した。その大要は次のとおり。

(1) 景気の現状と見通し

- イ. 国内景気は、民間設備投資の着きとともに秋以降基調を変え、ブームはすでに峠を越したと思われる。しかし、個人消費は賃金の急上昇を映じてなお高水準である。
- ロ. 物価は69年に引き続き上昇を続け、その騰勢は生産者物価から消費者物価にまで波及した。とくに70年の物価上昇には、コスト・プッシュ要因が加味されている点が特徴である。
- ハ. 70年の実質GDP成長率は、設備・労働等供給面の制約から5.0%程度(69年8.0%)となろう。
- ニ. 70年中の西ドイツ経済は、「適正成長」と「完全雇用」は達成したが、他の2目標、「対外均衡」と「通貨の安定」は達成できなかった。

ホ. 71年の経済は、民間設備投資と外需の鈍化とを主因に景気の鎮静化が引き続き進み、設備稼働率も若干低下しよう。この結果、実質GDP伸び率は約4%にとどまり、物価の上昇もしだいに落ち着こう(約3.5%)。

ヘ. しかし、今後も労働生産性の上昇(4%)を上回る大幅質上げが続けば、コスト・アップに伴う企業利潤の低下を通じて景気が過度に落ち込む危険がある。

(2) 政策提言

イ. 財政金融政策については、景気の現状からみてただちに景気刺激策に転ずる必要はないが、今後設備投資が予想外の落込みを示すような場合には、遅滞なくかつ弾力的に政策措置を講ずることが望ましい。

ロ. 今後の賃金交渉において節度ある結果が得られた場合には、景気付加税を早期に廃止し、これを73年3月の期限前に払いもどすことも考慮する必要がある。

(注) 63年特別法により設立。5名の学者によって構成。ただし、今回は、一部委員の交替があって4名が作業に携わった。なお、この年次報告について政府は見解を表明する義務を負っている(経済安定成長促進法)。

経済専門委員会の見通し

(前年比伸び率・%)

	1969年	1970年	1971年
G N P (名目)	11.8	12.5	9.5
G D P (実質)	8.0	5.0	4.0
固定資本形成	17.2	22.5	10.0
(うち機械設備)	26.5	23.0	5.0
政府消費支出	12.1	12.5	14.0
個人消費	10.8	10.5	9.0
G N P デフレーター	3.5	7.5	5.0
消費者物価	2.5	4.0	3.5
対外経常余剰*	+ 152	+ 130	+ 150
輸出(財・サービス)	13.8	12.0	10.5
輸入()	18.8	15.0	10.0

(注) * 印は単位・億マルク。

◇西ドイツ、売りオペレートの一部引下げを実施

ブンデスバンクは12月30日、割引国庫債券売却レートの一律1/4%引下げを実施した(大蔵省証券、備蓄機関証券は据置き)。

なお、ブンデスバンクでは、売りオペレートを市場の実勢に応じて弾力的に操作する方針で、その変更はこれを公表するという従来の扱いを変更し、今後は取引先へ

の通知にとどめることになったと伝えられる。

割引国庫債券の売りオペレートは次のとおり(単位・%、カッコ内は旧レート)。

6か月もの	6¾(7)
1年もの	6%(6%)
1年半もの	6½(6¾)
2年もの	6%(6%)

◇西ドイツ、8%利付連邦鉄道債を発行

西ドイツの連邦鉄道(Bundesbahn)は、1月7日に8%利付長期債を発行した。一流債の表面金利は69年6月以来5回にわたって引き上げられ、70年8月以降8.5%の水準で推移していたが、今次発行条件の変更によって70年4月の水準に復したことになる。発行条件次のとおり。

発行額	300百万マルク	(70年12月1日発行の連邦債)	(260百万マルク)
表面金利	8%	(8.5%)
期間	10年	(10年)
発行価格	99¼	(100)
応募者利回り	8.11%	(8.68%)

◇スイス、銀行法の一部を改正

スイス国民議会は12月16日、スイス銀行法(1934年制定)の一部改正案を可決した。

今次改正案の骨子は次のとおり。

(1) 従来銀行の第一線流動性準備に含まれていた金(延べ棒、金貨)を同準備から除外する(付則第18条、施行は1971年4月1日以降の予定)。

(2) 銀行に対し、信託勘定を貸借対照表に計上するよう義務づける(付則第18条に追加、1971年12月決算から適用)。

上記(1)の改正については、金の二重価格制実施(1968年3月17日)により、従来金プールを通じて行なわれてきたスイス国民銀行と民間との間の金取引が停止された結果、民間保有金の現金準備としての性格が変わったことによるものといわれている。また近年のユーロ市場拡大

とあいまって銀行の信託業務が急速に拡大し、これまでの同勘定の経理を銀行の裁量に任せるやり方(注)では貸借対照表に基づく銀行の実態は握りや業容比較が困難になってきた。(2)の改正はこうした事態の変化に対処したものとされており、いわゆる「ガラス張りの決算」への第一歩として注目されている。

(注) たとえば、Schweizerischen Bankverein では信託勘定金額を貸借対照表に載せているが、一方 Schweizerische Bankgesellschaft では載せていない。

◇オランダ、賃金統制を実施

1. オランダ政府は12月22日、賃金法第10条(注)に基づいて賃金統制を実施する旨を発表した。

(注) 1970年2月成立。特定の産業ないし企業の賃金協定が経済全体の均衡を阻害するおそれがあるとみなされる場合には、当該賃金協定を無効とすることができる旨規定。

措置の概要次のとおり。

(1) 12月11日以降に有効期間が満了する賃金協定は、その満期日を6か月間延長し、この間の賃上げの許容限度は4%(前半3か月間は3%、後半3か月間は1%の2段階)とする。

オランダの主要経済指標

	1969年	1970年					
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	8月	9月	10月
鉱工業生産指数* (1963年=100)	161 (12.6)	172 (12.4)	174 (10.8)	178 (9.9)	178 (8.5)	175 (8.0)	—
○失業者数* (月平均、千人)	53 (68)	47 (54)	47 (54)	45 (53)	44 (54)	47 (53)	49 (52)
賃金指数 (1963年=100)	177 (9.3)	187 (8.7)	192 (8.5)	197 (10.1)	197 (10.1)	197 (10.1)	—
小売売上高指数* (1963年=100)	163 (8.7)	172 (10.3)	177 (8.6)	180 (9.1)	176 (6.0)	182 (6.4)	—
卸売物価指数 (1963年=100)	115 (△2.5)	119 (4.4)	120 (5.3)	—	—	—	—
消費者物価指数 (1963年=100)	135 (7.1)	138 (3.0)	140 (2.9)	143 (5.3)	143 (5.4)	144 (5.5)	—
輸出(FOB)* (月平均、百万ドル)	830 (19.4)	940 (23.0)	958 (16.5)	1,013 (17.8)	1,103 (20.3)	999 (14.4)	940 (5.1)
輸入(CIF)* (月平均、百万ドル)	916 (18.3)	1,030 (23.6)	1,105 (21.8)	1,125 (20.8)	1,176 (26.9)	1,127 (13.1)	1,103 (13.2)
○貿易収支じり (月平均、百万ドル)	△86 (△79)	△90 (△69)	△147 (△85)	△112 (△71)	△73 (△10)	△128 (△123)	△164 (△79)
○金・外貨準備 (未残高、百万ドル)	2,529 (2,463)	2,670 (2,408)	2,683 (2,366)	2,989 (2,365)	2,944 (2,387)	2,989 (2,365)	3,245 (2,867)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率(%).ただし、○印は前年同期実数。

2. *印は季節調整済み計数。

資料: OECD「Economic Indicators」12月号。

(2) ただし、70年10月末に決定された物価スライド条項に基づく1人当り年間400ギルダーの支給は「既得権」として認める。

(3) 定期昇給または昇格調整に基づく昇給は本措置の対象外とする。

なお、オランダでは1945年以来、賃金引上げについて政府の介入が行なわれていたが、68年以降政策が転換され、政府は直接介入を停止しガイドラインを示すにとどめてきた。

今回の賃金統制措置について B. Roolvink 社会事業相は次のように説明している。

「長期にわたる賃金改訂交渉にもかかわらず、労使双方の意見が一致せず、また労働協議会(Council of Labour)における調停も不成功に終わったため、やむをえず本措置を実施した。賃上げの限度は、中央計画局(Central Plan Bureau)の見通しに基づいたもので、これにより71年の企業の賃金コスト上昇率は当初の予想より1.1%方縮小するであろう」。

2. 最近のオランダ経済は、工業生産、受注ともしたいに鈍化傾向を示しており、完成品在庫も漸増している。しかし、「本措置によっても、71年の賃金は10%前後上昇し、物価も71年上期中に3.5%程度上昇する」(R. J. Nelissen 経済相)とみられており、このため上記措置と前後して、①物価凍結措置の存続(71年3月16日まで、45年5、9月号「要録」参照)、②71年度財政支出の削減(140百万ギルダー)、などのインフレ抑制策が打ち出されている。

◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行は、貸出規制対象金融機関(商業銀行と農業銀行)の本年1～2月間の対民間短期貸出増加額を、70年10～12月間の平均残高の2%以内とすることを決定した(70年9～12月の増加規制額は、69年第4四半期平残の3.5%)。

なお、オランダでは、69年1月1日以降市中貸出規制が復活され、これまで原則として4か月間ごとに増加額の限度が設定されてきた。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

ベルギー国民銀行は、12月9日、公定歩合を7.0%から6.5%に引き下げる(翌10日実施)とともに、70年末に期限の到来する市中貸出規制を71年3月末まで継続すると発表した。

同行の説明によれば、今回の公定歩合引下げは最近の海外金利の低下傾向に追随したものであるが、一方貸出

規制の継続(注)は、71年初からの付加価値税の実施を控えて、こうした金利低下が民間消費ならびに在庫投資を過度に刺激することのないように配慮したためである。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

イ. 銀行引受手形および輸出・輸入関係手形

6.5%(7.0%)

ロ. その他の手形

8.5%(9.0%)

(2) 貸付

イ. 期間130日以内のT B

および国債基金証券担保 8.0%(8.5%)

ロ. 期間130日超366日以内のT B

および国債基金証券担保 8.25%(8.75%)

ハ. その他の公債担保

8.5%(9.0%)

(注) ベルギーの市中貸出規制は1969年5月1日以降実施されている。今回の措置は、各金融機関の71年3月末の一般貸出残高を70年12月末残高の8%増以内に抑制するもの(70年12月末の残高規制は同9月末残高の6%増以内)。なお、このうち消費者信用向け貸出については、71年3月末の貸出残高を70年9月末残高比5%増以内に抑えることになっている。

◇ノルウェー、物価凍結措置等を実施

1. ノルウェー政府は、12月9日の特別閣議で、物価凍結措置を含む一連のインフレ抑制策を決定した。

おもな内容は次のとおり。

(1) 財・サービス価格を12月8日以降、11月20日の水準で凍結する(注1)。

(2) 1971年の国営銀行(抵当銀行・工業銀行・住宅銀行等)の貸出増加額を前年実績比10%減(約310百万ノルウェー・クローネ)とする。

(3) 市中貸出規制を強化する(注2)。

(4) 賃上げ抑制に関し、立法措置を講ずる。

(注1) ただし、原材料値上がりに伴う価格引上げおよび輸出品、不動産、農産物、中古品の価格は適用除外。

(注2) 貸出増加率が下記水準をこえた場合は、超過分の50%を中央銀行預け金勘定に凍結。

前年同期 比増加率	資金量		1970年	71年	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	5億クロー ネ以上	未満	9.0	8.5	8.5	8.0	8.0	8.0	8.0	
			13.0	12.0	12.0	10.0	9.0	8.0		

2. 本措置の背景としては、①消費者物価の急上昇(11月、前年比11.6%高、ただし70年1月1日に実施された付加価値税による面が大きい)、②労働需給のひっ迫、物価の騰勢を映じた賃金の急騰(第2四半期、前年比10.1%増)、などが指摘されている。

なお、北欧ではすでに、スウェーデン(8月27日、10月12日)、デンマーク(10月12日)が物価統制を実施している。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、商業手形再割引率を引下げ

韓国銀行は、12月4日、商業手形について、同行再割引率、同担保貸付利率および市中銀行の割引率を次のとおり1～2%方引き下げるとともに、再割引適格手形の範囲を「物品販売代金として受け取った手形」から「商取引に伴う手形」（サービス取引を含む）に拡大した（カッコ内は改訂前）。

(1) 韓国銀行

商業手形再割引率	19.0%(21.0%)
〃 担保貸付利率	23.0%(24.0%)

(2) 市中銀行

商業手形割引率	22.0%(24.0%)
---------	--------------

今次措置は、前回(69年4月)の引下げ(45年5月号「要録」参照)と同様、企業の金利負担を軽減するとともに再割引適格手形の範囲を拡大することによって、現在あまり利用されていない商業手形の流通を促進するため実施されたものである。

◇インドネシア債権国会議の開催

第9回インドネシア債権国会議は12月15～17日の3日間、オランダのロッテルダムで開催され、1971年度援助額を総額640百万ドル(前年度は600百万ドル)に決定した。

援助の内訳は商品援助210百万ドル、プロジェクト援助270百万ドル、食糧援助160百万ドルとなっている。なお、国別および国際機関の配分額や条件はおって決定される。

◇インドネシア、為替レートを一本化

インドネシアは12月9日、従来の二重為替相場制度(1米ドル当り、一般レート378ルピア、借入レート326ルピア)を改め、1米ドル378ルピアに一本化した。

同国は経済の安定化に伴い、70年4月複雑な為替相場制度を簡素化し、上記の2本建としたが、その後も物価の安定、国際収支の改善が持続していることから、今回、国際機関等の要請に沿って、単一為替レートへ踏み切ったものである。また、一般レートへの一本化により、開発資金源である援助外貨売却代金の増収や、投機的輸入の是正を図るなどの技術的事情も今回の措置の背景として指摘されている。

◇豪州、商業銀行の長期定期預金を新設

豪州準備銀行は、12月8日、商業銀行定期預金の最長期間を従来の2年から4年に延長するとともに、金利を次のとおり定めた。なお、今回の措置は、最近の資源開発の進展に伴う長期貸出(ターム・ローン)の増高に対応した長期預金の吸収かたがた、景気の過熱傾向に対処する見地から採られたものである。

(1) 5万豪ドル未満(年利・最高)

3～12か月未満	5.0%(旧 4.8%)
12～18か月	5.0%(従来どおり)
18か月～2年以下	5.3%(〃)
2年超～3年未満	5.6%(新 設)
3～4年	6.0%(〃)
4年	6.5%(〃)

(2) 5万豪ドル以上(年利・最高)

2年以下	5.5%(従来どおり)
2年超～3年未満	6.0%(新 設)
3～4年	6.0%(〃)
4年	6.5%(〃)

共産圏諸国

◇コメコン銀行の業務改善

コメコン銀行は、振替ルールでの多角決済の実施によるコメコン諸国間の貿易・経済協力関係の拡大を目的として64年1月から業務を開始した。しかし同行による多角決済は、与信業務上の欠陥、加盟国相互間における債権・債務の偏在と累積、各国における価格体系の不統一、為替レートの不適正などから円滑に進まず、その改善が問題とされていた。このため、69年4月のコメコン第23回特別総会および70年5月の第24回総会でこれら問題の再検討が行なわれたが、その結果、とくに通貨・金融問題については、コメコン銀行の業務改善と国際投資銀行の設立が決定された。この決定に従い、コメコン銀行会議(最高機関、各加盟国代表者で構成)は、同行の業務改善について種々検討を加えてきたが、このほど信用供与面での次のような改善措置を講ずるとともに、同行資本金3億振替ループルのうち硬貨(金ならびに交換可能通貨)による払込額を従来の30百万振替ループルから60百万振替ループルに増額することを決定した。

(1) 貸出限度額の設定。従来加盟国公認銀行(加盟国の中央銀行か外国貿易銀行で、コメコン銀行と取引を行なう権限を与えられた銀行)が一時的に支払超過となった場合、原則として無制限に信用供与を行っていたが、こうした方法は、輸出国のもつコメコン銀行へ

の債権(コメコン外部への支払には充当できない預金)を累積させる傾向をもつことからこれを改め、公認銀行に対する信用供与に限度を設けることとした。その限度額は前年度における他の全加盟国との年間貿易額の2%である。

- (2) 長期信用制の設定。これは生産の専門化と協同化、貿易の拡大、国際収支の均衡、季節的資金需要の充足等のために供与されるもので、期限は一応1年以内であるが、銀行会議の決定により2ないし3年まで延長することができる。従来同行の供与する信用は短期のものに限られていたので、この措置は加盟国の長期資金の利用にも道を開いたものとして注目される。
- (3) 無利子信用の廃止。従来同行により供与される信用の約50%は、無利子(利子を徴収する場合は年2%)といわれているが、こうした方法を改め、貸出対象により2ないし5%の利子を徴収することとした。
- (4) 硬貨による払込額の増額。資本金中硬貨による払込額を60百万振替ルーブルに増額したことは、加盟諸国の外貨資金繰りの緩和に若干役だつものと思われる。

◇ソ連、1971年度国家予算を発表

昨年12月に開催されたソ連最高会議で、1971年度国家予算が発表された。それによれば、歳入は1,609億ルーブルと前年比11.0%増、歳出は1,607億ルーブルと11.1%増で、前年度の歳出入の伸び(それぞれ8.1%)を上回る増

ソ連の国家予算

加を示した。差引き歳入超過は2億ルーブルで引き続き均衡財政を維持している。

歳入面の特徴としては、利潤控除(固定・流動資産使用料その他を含む)が548億ルーブルと前年比8.7%増(前年度は5.0%増)で、引き続き歳入中最大の比重を占めていることが指摘されよう。これは国営企業および経済機関の経営改善により企業利潤がかなり増大することを予定したものである。すなわち71年度における企業利潤の総額は、886億ルーブルと前年比14.6%増(70年度予算では9.0%増)が見込まれている。歳入第2の財源である取引税(主として消費財に賦課)収入は、541億ルーブルと前年比16.3%の大幅な伸びを示しているが、これは主として国営・協同組合商店における小売販売高の増加によるものである。

歳出面では、その大宗を占める国民経済費(工業、建設、農業、運輸・通信、商業等に対する支出)は、770億ルーブルで前年比21.5%の大幅増となっている。このうち、とくに注目されるのは、71年度の重要課題である技術革新、農業振興、消費財増産等の支出がかなり増大していることである。もっとも、国民経済費の内訳は明らかにされていないが、企業の資金計画(予算支出のほか自己資金、銀行借入金合計額)から推定すると、工業投資(設備および在庫投資)においては技術革新の基礎である工作機械・器具部門で70年(暫定実績)比34.5%増、軽工業・食料品工業用機械製造部門で23.4%増と発表さ

れており、農業投資においては130億ルーブルと前年比12.2%増が見込まれている。このように、71年度予算では、前年度以上に技術革新、農業振興、国民生活水準向上の問題が重視されている。

国防費は179億ルーブルと前年度と同水準であり、しかも総額に占める比重ではここ10年来の最低となった。これは、ソ連が今後も平和共存政策を堅持していこうとする姿勢を示したものとみられる。

(単位・億ルーブル)

	1969年	1970年	1971年	1970年		1971年	
	予算	予算	予算	構成比	前年比	構成比	前年比
歳入総額	1,340	1,449	1,609	100	8.1	100	11.0
利潤控除 (生産ファンド 使用料を含む)	480	504	548	34.7	5.0	34.1	8.7
取引税	429	465	541	32.1	8.3	33.6	16.3
国民諸税	115	127	138	8.8	10.4	8.6	8.7
歳出総額	1,338	1,447	1,607	100	8.1	100	11.1
国民経済費	583	634	770	43.8	8.7	47.9	21.5
社会文化費	510	548	585	37.9	7.4	36.4	6.8
国防費	177	179	179	12.3	1.1	11.1	0